

第9回公益法人の会計に関する研究会 —議事メモ—

1. 日 時：平成26年4月24日（木）10：00～12：00
2. 場 所：虎ノ門37森ビル12階 公益認定等委員会事務局 第1会議室
3. 出席者：
（公益認定等委員会委員）兩宮委員、惠委員、小森委員（オブザーバー）
（参与）高山座長、梶川座長代理、金子主査、長参与、中田参与、上倉参与、
（事務局）高野局長、水上次長、松前補佐
4. 議 事：
 - （1）公益目的取得財産残額の計算（別表H）について
 - （2）第1回説明会について
5. 議事概要：
 - （1）公益目的取得財産残額の計算（別表H）について
 - （i）「公益目的事業財産について（H表に係る法律解釈）（メモ）」について
公益目的取得財産残額の計算（別表H）の議論に先立って、事務局次長から机上配布資料の「公益目的事業財産について（H表に係る法律解釈）（メモ）」についての説明があった。
この説明を受けて、高山座長より会計上の正味財産の増減額の累積が、公益目的取得財産残額となるというイメージを持っているが、法令上そのように読めないのではないかと、或いは資料の②のように考えて、公益目的取得財産残額が少なくなっていくのを妥当と考えるのか、法令解釈の部分もあるが、参与の意見を聞きたい旨の発言があり、各参与から以下のような意見があった。
 - ・ 認定法30条2項3号は、認定取消時の贈与に関する規定。認定規則では、実際の取消時の規定と毎期の事業報告での計算の規定の2つを定めている。ここで議論となっているのは、毎期の事業報告での計算の話。実際の取消時のようにストック概念でとらえるのではなく、フローで考える計算なので、認定規則26条8号の趣旨を考えて

も、事業報告の計算の場面では、認定法 30 条 2 項 3 号は考慮すべきではないと考えるのが適当なのではないか。仮に、②のような考え方を採用するとすれば、赤字分を他の会計区分から振り替えて公益目的事業に使っても、公益目的事業財産にならないということであり、公益目的事業会計の区分で、公益目的事業財産となっていない額を把握しておかなければならなくなる。他から使った分だけ、公益目的取得財産残額がマイナスしていくというおかしな結果になってしまう。認定法 30 条 2 項 3 号と認定規則 26 条 8 号の関係が明らかではないと思う。(中田参与)

- ・赤字補填した額を、公益目的事業財産としないとする趣旨がわからない。仮にそのような解釈をするのであれば、公益目的事業会計をさらに区分しなければならないのではないか。そもそも公益目的事業に使うのだから公益目的事業財産に入れるべき。(長参与)
- ・同意見。(上倉参与、金子主査、梶川座長代理、小森オブザーバー)
- ・公益目的取得財産残額は、公益法人に何かあった時に贈与を求められる金額なので、少ない方がよいという生存本能が働く。一般法人になって存続するために、マイナスになるぐらいにしておきたい。認定取消は、ペナルティ的な面もあり、そのような法人を助けるのはいかがなものか。テコンドーの話もあり、裏ワザみたいなものを認めるのはよろしくないのではないか。(高山座長)
- ・認定取消制度は、法人として公益認定が取り消された場合に、かわりに別の法人に公益活動を実施してもらう趣旨であり、これができなくなるということは制度の信頼にかかわる問題。(恵委員)
- ・賛同するわけではないが、そういった考え方もあるのだろう。(雨宮委員)

以上の意見を踏まえて、高山座長から、研究会としては資料の①の考え方が適当という立場をとりたいと結論付けられた。

(ii) 公益目的取得財産残額の計算(別表 H)について

中田参与から〈資料 1-1〉の説明があった。続いて、上倉参与から〈資料 1-2〉の説明があった。両参与からの説明を受けて、以下の意見があった。

- ・別表 H は、認定取消時に備えた補助的な書類であり、そこに必要以上に力を注ぐのは生産的ではないと考えており、法令上の解釈として、会計上の正味財産の考え方と公益目的取得財産残額の考え方を一致させることはできないかと思う。そのアプローチ

の仕方として、両参与の提案がある。(高山座長)

- ・ 移行時に公益目的事業会計に振り分けたものまで、公益目的取得財産残額に入れるのは反発があるのだと思う。会計上の概念と法律上の概念を合わせることができればよいのであるが、今になって何故会計の概念に合わせなければならないのかと主張されると思う。(中田参与)
- ・ 移行後のフローの部分は、公益目的増減差額と正味財産増減を一致させることができればよいのではないか。また、仮に対応を決めるとして過去の分はどうなるのかと思う。(上倉参与)
- ・ 遡及させるということは現実的ではないと思う。(事務局長)

長参与から〈資料1-3〉の説明があった。続いて、事務局松前補佐から(公財)公益法人協会から提出された〈資料1-4〉の説明があった。説明を受けて、以下の意見があった。

- ・ 別表Hについては技術的な部分が多く、会議体で議論するには細かい点が多いので、研究会では大きな方向性を決めたい。公益法人協会のように検証不能なままとするのか、それとも正味財産残高と公益目的取得財産残額を一致させるのか、それとも検証可能な部分だけを一致させ、不能な部分についてはそのままとするのか、どちらの方針で行くのが良いか。(高山座長)
- ・ 遡及修正が無理ということであれば、残高一致は無理。そのような観点からすれば、少なくとも会計とリンクした書き方にすれば、少しは書きやすくなるのではないか。長参与の提案のような、シンプルな形式に変えて、結果として法令上の計算ができればよいのではないか。公益目的保有財産の調整額もなくしたほうがよいのではないか。(中田参与)
- ・ 事務局では検証されているのか。(高山座長)
- ・ 一通り計算書類との照合等は実施しているが、数字の検証の方法が確立されているということではない。(事務局高角企画官)
- ・ 制度を作るときに、正味財産額、ストック、公益目的取得財産残額というトライアングルの関係があったと記憶している。そこにバスケット条項が入っていて、当時、完全に正味財産残高の一致を想定していたわけでもないし、一方、余りに乖離することを想定していたわけではない。その辺を、別表Hの13欄というところを活用するの

だか、その部分が拡大したり、反発されたりしているのが実態なのかと思う。(高山座長)

- ・ シンプルにして、なるべく記載する欄を少なくする。財務諸表の数字を単純に落とし込むような別表になればと思う。(長参与)
- ・ 法令上の解釈はともかくとして、概念として正味財産増減計算書の公益目的事業会計の増減と公益目的事業財産の増減は一致させるべき。移行時の公益目的事業財産として法令上定められていないので、ストックまでに一致は難しいと思う。ストック面で、移行時に公益目的事業会計に区分した流動資産がどのくらいあって、ストック面での差異がどのくらいあるのかをおおよそ把握したうえで、毎期のフローは一致させて考えるべき。(上倉参与)
- ・ シンプルな方法として、今後検証可能な方法を採用することについて、他の参与と同意見。(金子主査)
- ・ 上倉参与と同意見。無理に完全一致を図るとすると、どこかにひずみが生じる。財務諸表を作って、最終損益が公益目的事業財産の増減と大きく違うということになれば、会計に対する信頼性にも関わってくるし、制度の信頼性にも関わってくる。概ね一致していて、どの部分でずれているのかが確認できる程度になっていけばよいのではないか。(梶川座長代理)
- ・ 次善の策として、会計と制度の折り合いをつけるということでしょうから、方法としては簡単な方法がよい。(小森オブザーバー)
- ・ 事務局に聞きたいのだが、これまでのものはこのままでよいとして取り扱い、今後はこのように対応していきましょうといった取扱いができるのか。府令やガイドラインで示していくといったことができるのか。あるいは、参与からご提案のあった簡便法のようなものが可能か。(高山座長)
- ・ 現状だと、法人も行政も具体的な検証手段を持っていない。特に法人は何をやっているのかわからないという状態だろう。そんな状態では、守れない、守らなくてもよいといったことが起こりうる。ルールははっきりしなければならない。法律上は、はっきり書いているのだけれど、詳細は府令に落ちている。府令では、毎時用年度の積み重ねでストックを計算するように要請しており、そのような構造から、ある時点で過去の分を直してくれというのは言えないのではないか。今後は、こうするのだということはあるのだが。(事務局長)

- ・ 概念的には整理されている。その概念自体を変えてしまうのは難しい。簡便法というものはあるのだと思う（事務局次長）
- ・ 行政も法人も、理解したうえで、不当に減らすようなことが許されないような仕組みを構築していく必要がある。（恵委員）
- ・ 税優遇を受けている法人であり、抜け道をさせないということを押さえたうえで、簡便化という方法もとりうるのではないか。（雨宮委員）
- ・ 全部一致は無理かもしれないが、分かりやすくという声があるのであり、どこかを一致させていきたい。財産残額には負債は考慮されない。少しでも残額を減らしたいという法人の考えもある。脱法になる可能性もある。（高山座長）

以上の議論を踏まえて、高山座長から、今回の意見を踏まえて事務局内で検討し、次回以降引き続き議論していきたい旨の発言があった。

（２）第１回説明会について

事務局次長から、机上配布資料（説明会における意見等について）の説明がなされた。

- ・ 資料の３つ目の震災等への準備に関しては、三重県公益認定等審議会、会長の遠島氏の発言であった。地元の医師会として、地元で南海トラフで津波が来た時にお金を出すことを考えている。特定費用準備資金として積み立てられないかということであった。FAQでは、震災対策の資金、特定資産として遊休財産からは外れるが、特定費用準備資金については、見積もれないので難しいとなっていたと思う。これを特定費用準備資金として認めてほしいというものであった。筋としてはよいのだが、認めてあげるべき法人と悪用する法人、この線引きが難しい。信託といった方法もあるのではないかと思うが。可能であれば、今後の委員会で議論していただいてもよいのではないか。会計的な面から研究会で議論してもよいのでは。（高山座長）
- ・ 認めてよい法人とそうでない法人をどう区別するかが課題。（中田参与）
- ・ 日本ということを考えれば、すべての法人に当てはまる可能性がある。難しい。（長参与）
- ・ 客観的な判断ができない。難しい。（上倉参与）
- ・ ほとんどの公益法人が災害が起きたら何らかの対応するのだから、当てはまる。必要な法人とそうでない法人が分けられない。外部にお金を拠出して、災害時しか使えないようにしておくぐらいしかないのではないか。（金子主査）

- ・ 有事に具体的に活動をするので、そのためのお金であると認識している。ほぼ必ず起こるということもあって、なんとか認めてあげたいという思いがある。(小森オブザーバー)

(3) その他

- ・ 第2回の説明会が5月28日に予定されている。また、別途、HPを通じて広く意見を募集しているところ。その後、10法人ぐらいを対象に、意見を聞くということを検討している。(事務局次長)
- ・ 参考資料として次回以降のスケジュール案を説明した。(事務局松前補佐)

以上